

仕様書

1 品名 液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

2 規格等及び数量

(1) 次の機種を選定すること。

メーカー	品名	規格等	数量
株式会社エービー・サイエックス	液体クロマト グラフ	Exion LC AE システム (96 検体以上搭載可能であるオートサンプラー、 2 液以上の移動相をグラジエント可能な送液ユニット、 2 本以上設置可能であるカラムオープン、 UV 検出器を含む)	1 式
	質量分析計	Triple Quad 5500+ System - QTRAP Activated (ESI 及び APCI 対応仕様)	1 式
	ソフトウェア	制御ソフトウェア : SCIEX OS 定量・定性解析ソフトウェア : SCIEX OS-Q	1 式

※当該機器の製造中止等が判明した場合は、当該機器の後継機種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると購入所管課が認めれば、当該後継機種を納品することができる。

(2) 次の規格等を満たす機種を選定すること。

なお、(2) は (1) に接続し、正常稼働できるものであること。

品名	規格等	数量
窒素ガス発生装置	【規格】 質量分析計の稼働に必要な純度及び十分な量のガスを安定供給できるもの	1 式
データ測定・解析用パソコン	以下のスペックを満たし、測定及びデータ解析が正常稼働できるデスクトップ型パソコン 【規格】 メインメモリ : 16GB 以上	1 式

	<p>SSD : 1TB 以上</p> <p>光学データドライブ : DVD スーパーマルチドライブ</p> <p>【付属品】</p> <p>ディスプレイ (2台) : HDMI 対応、27 インチ以上、1920×1080 Full HD 以上</p> <p>外付け SSD : USB 対応 2TB 以上</p> <p>キーボード : テンキー一体型日本語キーボード USB コードタイプ</p> <p>マウス : USB コードタイプ(光学式)</p> <p>【ソフトウェア】</p> <p>OS : Windows 10 64bit 以上</p> <p>ソフトウェア : Microsoft office 2021 Professional Plus LTSC ISV Global Kit 以上</p>	
プリンタ	<p>【規格】</p> <p>A4 サイズをレーザー方式で白黒・両面印刷できること</p> <p>印刷速度 40 枚/分以上(A4 片面)であること</p> <p>給紙トレイの容量が 500 枚以上であること</p> <p>プリンタドライバが Windows10 に対応していること</p>	1 台
無停電装置	<p>【規格】</p> <p>1000VA 以上であること</p>	1 台
消耗品	<p>1. 5mL バイアル</p> <p>1. 5mL バイアルキャップ</p> <p>臭素酸分析用カラム</p> <p>【規格】 φ2.1×100mm,5μm イオン交換カラム</p> <p>臭素酸分析用ガードカラム</p> <p>【規格】 φ2.1×100mm ガードカラム</p> <p>臭素酸用カートリッジ</p> <p>【規格】 φ2.1×10mm</p> <p>PFOS 及び PFOA 分析用カラム</p> <p>【規格】 φ2.1×100mm,3μm C18 カラム</p>	<p>1,000 本</p> <p>1,000 個</p> <p>2 本</p> <p>2 本</p> <p>2 本</p> <p>2 本</p>

PFOS 及び PFOA 分析用ガードカラム 【規格】 φ2.0×50mm,5μm カラム	2本
ホルムアルデヒド分析用カラム 【規格】 φ2.1×150mm,3μm C18 カラム	2本

3 納入期限 令和8年1月30日

4 納入場所 静岡市清水区庵原町 152 番地の 9
静岡市上下水道局水質試験センター 2階 有機化合物試験室 I

5 その他

- (1)入札金額には、搬入、設置、調整等に係るすべての費用を含むこと。
- (2)機器等の納入は、購入所管課担当者との協議の上、指定した日時に据付調整を行うこと。
- (3)機器の設置、調整等で必要となる部品及び消耗品については、納入業者が調達すること。
- (4)設置した機器には、機器の稼働及びメンテナンスに支障がないよう耐震対策を講ずること。
詳細については、事前に購入所管課担当者との打合せを行うこと。
- (5)据付にあたっては、ユーティリティーの確認及び調整を行い、必要な措置を講ずること。
- (6)機器据付調整後、機器の動作確認を行い、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）」（以下、告示法）及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発1010001号）別添4水質管理目標設定項目の検査方法」（以下、通知法）に準じた測定を行い、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン（平成24年9月6日健水発0906第1号別添）」に基づく検量線の評価の結果が次の【条件】を満たすこと。ただし、検量線を作成する項目及び標準試料濃度は下表のとおり。

(単位：mg/L)

検査項目	STD1	STD2	STD3	STD4	STD5
臭素酸 ^{※1}	0.001	0.002	0.005	0.007	0.010
ホルムアルデヒド ^{※2}	0.004	0.008	0.012	0.016	-
PFAS ^{※3}	0.0025	0.0050	0.0100	0.0250	0.0500

※1 告示法別表第18の2による測定方法。

※2 告示法別表第19の3による測定方法。

※³ 通知法目標 31 による測定方法。ここでの PFAS とは水質管理目標設定項目である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）に加えて要検討項目である PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）を指す。また、試料濃度は個々の化合物の濃度を示す。

【条件】

低濃度から高濃度の順に標準試料を繰返し 3 回測定し、各濃度の平均値が調製濃度の 90% から 110% であること（ただし、ホルムアルデヒド及び PFAS については、80% から 120% であること）。また、直線回帰による相関係数が 0.99 以上であること。なお、原則として各濃度点の重み付けは行わないこと。

- (7) 告示法等の規定に合致する分析メソッド、レポートフォーマット等を作成すること。
- (8) 既設の液体クロマトグラフ質量分析装置（株式会社エービー・サイエックス製 QTRAP4500 システム）に保存された測定メソッド（ハロ酢酸、陰イオン界面活性剤、フェノール類）を移行すること。
- (9) 仕様書に記載のソフトウェアは全て測定・解析用パソコンにインストールして納品すること。
- (10) 納入時にすべてのソフトウェアライセンスの ID 及び数量の一覧を提出すること。
- (11) 据付調整後に機器取扱い及び保守に関する説明を実施すること。
- (12) 日本語版のマニュアルを提供すること。
- (13) 梱包に使用した段ボール箱、ビニール等は全て持ち帰ること。
- (14) 納入場所にある既設の装置(1260 Infinity II システム)一式を無償で引き取ること。
- (15) 不明な点は、購入所管課担当者と協議すること。

6 購入所管課

上下水道局水道部水質管理課 水質第 1 係 担当者 大箸 電話 054-363-6651